



第1章 旭川市雪対策基本計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付けと期間
- 3 計画の見直しに当たって



1 計画策定の趣旨

本市の雪対策は、平成17年4月に「旭川市新総合雪対策基本計画」を策定し、効率的かつ効果的な除排雪や市民協働などの取組を推進してきましたが、長引く景気低迷や公共事業の減少、あるいは人口減少・少子高齢社会の進展や多様化・複雑化する市民の価値観やニーズなど、計画策定時に想定した経済情勢や社会情勢に変化が生じています。

こうした中、「旭川市新総合雪対策基本計画」の基本理念や雪対策の現状を踏まえ、将来的に安定した除排雪体制の確保や更なる市民協働の推進など、新たな雪対策の課題や市民ニーズに対応する必要があり、雪対策をさらに推進していくため、これまでの計画を見直し、「旭川市雪対策基本計画」を策定することにしました。





2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「第7次旭川市総合計画」を上位計画とし、個々の施策の展開に当たっては、関係する各種計画との整合性を図ります。

(2) 計画期間

基本計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。





3 計画の見直しに当たって

計画の見直しに当たっては、市民参加により広く市民の意見を聴取するために、「旭川市雪対策基本計画検討委員会」を設置するとともに、アンケート調査等を実施しました。また、「旭川市雪対策基本計画庁内検討会議」を設置し、雪対策の推進に関する課題の整理や、雪対策を推進するための庁内の取組について検討を行いました。

(1) 検討委員会の設置

旭川市雪対策基本計画検討委員会は、学識経験者や関係団体、公募市民など19名で構成され、様々な立場の視点から、本市の雪対策に関する現状と課題の抽出や、これからの雪対策の在り方についての議論を重ねながら、計画案の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

多くの市民の意見を反映した計画とするため、地区除雪連絡協議会の会員である町内会長を対象にアンケート調査を行いました。

(3) パブリックコメント（意見提出手続）などの実施

- パブリックコメント（平成26年10月31日～12月1日）
- 地区除雪連絡協議会での説明会（平成26年10月30日から11月13日）